

学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報 (学則より抜粋)

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第27条 国際経営学部の授業科目は、基礎資質開発科目及び専門能力養成科目に区分し、教育学部においては、教養科目及び専門科目に区分する。

2 各学部の授業科目及び単位数等は、別表1及び別表2のとおりとする。

(1年間の授業期間)

第28条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第29条 単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育学部の専門科目の演習については、30時間の授業をもって1単位とする。^{※1}
- 三 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 四 実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 五 第1号から第4号の規定にかかわらず、学長が定める特別な授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位数を定める。

(履修制限)

第30条 学生が1年間に履修できる単位の上限は、国際経営学部40単位、教育学部40単位とする。ただし、教育職員免許状の資格を取得しようとする場合、別に定めるところにより許可された者はこの限りでない。

2 前項の規定に関わらず、4年次については国際経営学部50単位、教育学部48単位とする。

(単位の認定、学修の評価)

第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。試験は学期末又は学年末にその履修した科目について筆記、口述、論文等の方法によって行う。

2 授業科目の成績は、100点をもって満点とし、60点未満を不合格とする。その評点は、次のとおりとする。^{※2}

90点以上	秀
80点以上90点未満	優
70点以上80点未満	良
60点以上70点未満	可
60点未満	不可

3 試験及び単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、他大学等における授業科目の履修を願い出た者については、教授会の議を経て、学長はその履修を許可することができる。

3 前項の規定により他大学等において履修した授業科目については、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

4 第1項から第3項までに規定するもののほか、他大学等の授業科目の履修及びその履修した授業科目について修得した単位に関し、必要な事項は、別に定める。

(留 学)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）との協議に基づき、学生を当該外国の大学等に留学させることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、学生が外国の大学等に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修（平成3年文部省告示第68号）を別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第32条により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 第1項及び第2項の規定により与えることのできる単位数は、第38条及び第39条に規定する編入学、転入学の場合を除き、第33条から第35条までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項から第3項までに規定するもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 卒業及び学位

(卒業の要件)

第42条 学生は、卒業するためには第20条に規定する修学年限以上在学し、国際経営学部は基礎資質開発科目及び専門能力養成科目を合わせて124単位以上、教育学部は教養科目及び専門科目を合わせて124単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第43条 卒業の認定は、第42条の要件を満たした者について、教授会の議を経て、学長が行う。

(教育職員免許状の資格)

第44条 教育学部の学生のうち、教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第174号）に定める教育職員免許状の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。その修得方法については別に定める。

2 教育学部において、取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりである。

教育学部 教育学科

- ・幼稚園教諭一種免許状
- ・小学校教諭一種免許状

(学校図書館司書教諭の資格)

第44条の2 教育学部の学生のうち、学校図書館司書教諭資格を取得しようとする者は、小学校教諭一種免許状取得のために必要な所定の単位を修得するとともに、学校図書館司書教諭講習規程第3条に定める単位を修得しなければならない。その修得方法については別に定める。

(学位)

第45条 学長は、第43条の規定により卒業の認定をした者に、学士の学位を授与する。

2 学士の学位は、次のとおりとする。

国際経営学部 国際経営学科 学士（国際経営学）

教育学部 教育学科 学士（教育学）

※1 2020年度以降の入学者に適用。2019年度までの入学者には以下が適用される。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、国際経営学部の基礎資質開発科目、教育学部の教養科目の演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

※2 2020年度以降の入学者に適用。2019年度までの入学者には下表が適用される。

80点以上	優
70点以上80点未満	良
60点以上70点未満	可
60点未満	不可

なお、2020年度以降入学者に適用される成績評価については、教務規則で以下のように補足している。

教務規程（成績の評価）（抜粋）

第17条 成績は、100点を満点とし、評価は、90点以上且つ履修者の成績上位10%以内を秀、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。